

食品接触材料安全センターメールマガジン No.65（2023年6月下旬号）を発行致しましたのでご覧ください。

■PL 制度における既存物質の再整理と PL 制度の改編について

PL 制度における既存物質の再整理と PL の改編について

このコラムは、改編 PL の最新情報を紹介しています。6月22日 PL 最新版が WTO-TBT/SPS 通報されました。コメント募集は6月22日～8月21日。この期間中に国内パブコメも行なわれると予想されます。これにより国 PL は告示の公布に向けた最終段階に入りました。

「G/TBT/N/JPN/773 食品、食品添加物等の規格基準の改正」2023年6月22日

<https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/G/TBTN23/JPN773.pdf&Open=True>

「食品、食品添加物等の規格基準の改正」

https://members.wto.org/crnattachments/2023/TBT/JPN/23_10469_00_e.pdf

日本政府は、食品用器具・容器包装（ACP）に使用される合成樹脂の規格を改正する。

改正の概要

○食品衛生法第18条第1項の規定により、厚生労働大臣は、薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて、器具・容器包装若しくはこれらの原材料の規格を定め、又はこれらの製造基準を定めることができる。この規格基準は、「食品、食品添加物等の規格基準」（昭和34年厚生省告示第370号、以下「告示」という。）に定められている。

告示では、食品衛生法施行令第1条に規定する材料（合成樹脂）の原料となる物質について、その物質を用いて製造される ACP に含有が許容される量、又は ACP から食品中に溶出・浸出して含有が許容される量が、告示の別表第1（ポジティブリスト）に物質ごとに示されている。このポジティブリストは2020年6月1日に発効した。

この度、厚生労働省は新たなポジティブリストを策定し、告示で既存のポジティブリストを改正することとなった。

○ポジティブリストの新たな草案は厚生労働省のホームページから参照できる。

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_33383.html

○ポジティブリストの改正は 2025 年 6 月 1 日より施行される。

「G/SPS/N/JPN/1212 食品、食品添加物等の規格基準の改正」 2023 年 6 月 22 日

<https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/G/SPS/N/JPN1212.pdf&Open=True>

「食品、食品添加物等の規格基準の改正」

https://members.wto.org/crnattachments/2023/SPS/JPN/23_10473_00_e.pdf

(注：掲載内容は上記 TBT 通報のコラムと同じ)

■食品接触材料安全センター2023 年度事業計画について

食品接触材料安全センター2023 年度事業計画

このコラムは、食品接触材料安全センターの事業計画をシリーズで紹介してきました。今回は、2023 年 6 月 5 日第 3 回センター協議会会員総会で承認された 2023 年度事業計画よりその概況を紹介します。

2023 年度においては、食品衛生法に基づく国のポジティブリスト（以下、「国 PL」という）の改編告示の公布が夏頃に見込まれる等、法完全施行に向けた重要な節目を迎える。こうした中、厚労省等の関係機関との連携・協力や、国改編 PL に対応した適合確認業務の展開に重点的に取り組む。また、前年度に引き続き、事務局の運営、安全センター協議会の運営、適合確認業務、情報調査・広報業務、関係機関との連携・協力をを行う。

国 PL は、2020 年 6 月に施行され、2025 年 5 月までが経過措置期間となっている。2021 年 12 月に、厚労省は既存物質の整理等踏まえた国 PL の改編の方針を打ち出した。その後 2022 年 4 月から 7 月にかけて実施された改編案に対する意見募集等をもとに 2022 年 12 月より改編 PL 新整理案が公表されている。2023 年夏頃には国改編 PL の告示公布が見込まれている。こうした改編の動きに対応し、会員への情報提供、会員の質問や意見の集約、厚労省

への働きかけ、各種調査への協力、技術的な検討等に取り組む。

確認証明書は、サプライチェーンにおける効率的、効果的な情報伝達の仕組みとして多くの会員に幅広く活用いただいております。国改編 PL への対応等を図りつつ業務を継続する。また、確認証明書の交付規程に当てはまらない案件に関する制度的な仕組みとして適合確認書（仮称）業務を開始する。さらに、確認証明書及び適合確認書のいずれにも当てはまらない案件に関し、見解書業務を継続する。

■お知らせ

食品接触材料などに関する内外の動き

●6月22日 PL 最新版 WTO 通報

「G/TBT/N/JPN/773 食品、食品添加物等の規格基準の改正」2023年6月22日

<https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/G/TBTN23/JPN773.pdf&Open=True>

「G/SPS/N/JPN/1212 食品、食品添加物等の規格基準の改正」2023年6月22日

<https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/G/SPS/N/JPN1212.pdf&Open=True>

●4月13日器具・容器包装部会議事録

<https://www.mhlw.go.jp/content/11130500/001110076.pdf>

●6月15日環境省「PFAS に対する総合戦略検討専門家会議(第3回)議事次第・配付資料」

https://www.env.go.jp/water/pfas/pfas_00003.html

●農水省「輸出先国における容器・包装に関する規制」(2023.年6月)

https://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/e_process/k_packaging.html

●令和5年度農林水産物・食品輸出促進対策事業のうち輸出環境整備推進事業(輸出先国の規制に対応した加工食品等製造等支援事業)の追加公募について(3次公募)

https://www.maff.go.jp/j/supply/hozyo/yusyutu_kokusai/230619_091-1.html

●韓国環境労働委員会「マイクロプラスチック低減及び管理に関する特別法案」2023年6月7日

https://pal.assembly.go.kr/napal/lgs/ltpla/lgs/ltplaOngoing/view.do?lgs/ltPaId=PRC_D2B3C0K6K0J2J0I8I5G8P4P8N6O1N7

●MFDS「産・官が手を取り合い透明ペットボトル循環速度アップ！」2023年5月23日

https://www.mfds.go.kr/brd/m_99/view.do?seq=47275

●欧州委員会「EUの食品接触材料ルールの改正」

https://ec.europa.eu/info/law/better-regulation/have-your-say/initiatives/12497-Revision-of-EU-rules-on-food-contact-materials/public-consultation_en

「事実の要約報告書」2023年6月

<https://ec.europa.eu/info/law/better-regulation/>

●欧州委員会「2025年の都市廃棄物の再利用とリサイクルの準備に関する目標、2025年の包装廃棄物のリサイクル目標、及び2035年の都市廃棄物の埋立て削減目標を達成できない可能性がある加盟国を特定する欧州議会、閣僚理事会、欧州経済社会委員会、地域委員会宛て欧州委員会報告書」2023年6月8日

https://environment.ec.europa.eu/document/download/4ffb829b-ecb4-4445-8bf5-34d4772f5ce3_en

●欧州委員会「欧州委員会は電気・電子機器からの廃棄物に関する指令（WEEE）について国民及び利害関係者と協議する」2023年6月16日

https://environment.ec.europa.eu/news/commission-consults-citizens-and-stakeholders-directive-waste-electrical-and-electronic-equipment-2023-06-16_en

●ECHA「提出された検討中の制限」2023年6月14日

<https://echa.europa.eu/restrictions-under-consideration/-/substance-rev/71003/term>

MCCP SEAC 意見書案

●ECHA「規制の必要性評価リスト」2023年5月30日

<https://echa.europa.eu/assessment-regulatory-needs/-/dislist/details/0b0236e18710685c>

RMOA 発がん性

そのまま製造されるか、物質、混合物、または成形品から放出される長さ $5\mu\text{m}$ 以上、直径 $3\mu\text{m}$ 未満、アスペクト比3:1以上の繊維状の物質（アスベストを除く）。

●ECHA 「新たな POPs 案」 2023 年 6 月 15 日

<https://echa.europa.eu/proposals-for-new-pop-s/-/substance-rev/73622/term>

Octamethylcyclotetrasiloxane (D4); Decamethylcyclopentasiloxane (D5);
dodecamethylcyclohexasiloxane (D6)

コミトロジーレジスタ「octamethylcyclotetrasiloxane (D4), decamethylcyclopentasiloxane (D5) 及び dodecamethylcyclohexasiloxane (D6)の観点で REACH 附属書 XVII を改正する
XXX 付け欧州委員会規則 (EU) .../...」 2023 年 6 月 21 日

<https://ec.europa.eu/transparency/comitology-register/screen/documents/0906>

●ECHA 「調査報告書、REACH 附属書 XVII エントリ 50 に設定された制限値が幼い子供を保護するかどうかを結論付けるため、子供の遊び場やその他の家庭内用途で使用される緩い
ゴム顆粒及びマルチに含まれる 8 種類の PAH の濃度制限調査」 2023 年 6 月 14 日

https://echa.europa.eu/documents/10162/17233/rest_pahs_children_investigation_report_en.pdf/51536e8a-990d-3b12-011c-51105ee30889?t=1687323925114

●ECHA 「ECHA の委員会：泡消火剤における EU 全体の PFAS 禁止は正当化される」 2023
年 6 月 22 日

<https://echa.europa.eu/-/echa-s-committees-eu-wide-pfas-ban-in-firefighting-foams-warranted>

●EEA 「ヨーロッパにおける持続可能な循環型消費の条件と道筋」 2023 年 6 月 13 日

<https://www.eea.europa.eu/publications/conditions-and-pathways-for-sustainable>

「ヨーロッパの家庭の消費による環境と気候への圧力」 2023 年 6 月 13 日

<https://www.eea.europa.eu/publications/environment-and-climate-pressures-from>

●UK 「小売業者への通知：竹を含むプラスチック容器又は器具」 2023 年 6 月 12 日

<https://www.food.gov.uk/news-alerts/news/notice-to-retailers-plastic-containers-or-utensils-containing-bamboo>

●オランダ 「使い捨てプラスチックカップ・容器の新ルール」 2023 年 5 月 5 日

<https://business.gov.nl/running-your-business/products-and-services/product-safety-and-packaging/new-rules-for-disposable-plastic-cups-and-containers/>

●食品安全委員会 「食品安全総合情報システム」

「英国毒性委員会(COT)、欧州食品安全機関(EFSA) 2023 年度版「食品中のビスフェノール A(BPA)による公衆衛生へのリスクに関する再評価書」についての議論のための背景報告書を

公表」

<https://www.fsc.go.jp/fsciis/foodSafetyMaterial/show/syu06060050535>

<https://www.fsc.go.jp/fsciis/foodSafetyMaterial/show/syu06060051535>

<https://www.fsc.go.jp/fsciis/foodSafetyMaterial/show/syu06060052535>

<https://www.fsc.go.jp/fsciis/foodSafetyMaterial/show/syu06060053535>

●FDA「FDAの食品に添加される化学物質の審査に対するの新しいアプローチが食品の安全性をどのように強化するか」2023年5月26日

<https://www.fda.gov/news-events/fda-voices/how-fdas-new-approach-reviewing-chemicals-added-food-will-strengthen-food-safety>

●FDA「FDAはPFAS関連活動を更新」2023年5月31日

https://www.fda.gov/food/cfsan-constituent-updates/fda-update-pfas-activities?utm_medium=email

●EPA「EPAは9つのPFASに対し、放出その他廃棄物管理の報告を義務付ける最終規則を発行」2023年6月22日

<https://www.epa.gov/chemicals-under-tsca/epa-issues-final-rule-require-reporting-releases-and-other-waste-management#:~:text=As%20previously%20announced%2C%20for%20TRI,of%20Federal%20Regulations%20for%20TRI.>

●官報「環境中のPFASへの対処；コメント募集期間の延長」Vol.88, No.111, 37841-37842, 2023年6月9日

<https://www.govinfo.gov/content/pkg/FR-2023-06-09/pdf/FR-2023-06-09.pdf>

●米国議会「食品化学物質再評価法2023」2023年6月7日

https://schakowsky.house.gov/sites/evo-subsites/schakowsky.house.gov/files/evo-media-document/schako_024_xml_3.pdf

●米国プラスチック汚染撲滅国際協力（EPPIC）官民パートナーシップ

<https://www.highergov.com/grant-opportunity/host-of-the-end-plastic-pollution-international-collaborative-eppic-public-pri-348033/>

海洋国際環境科学局「プラスチック汚染撲滅国際協力（EPPIC）官民パートナーシップ」に関する資金提供（NOFO）のお知らせ

https://www.highergov.com/document/eppic-nofo-final-3-docx-328293/#text_preview

●米国 WTO 通報「G/TBT/N/UDSA/2005 有害物質管理法 (TSCA) に基づく新規化学物質管理の更新」2023 年 5 月 31 日

[https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/G/TBTN23/USA2005.pdf
&Open=True](https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/G/TBTN23/USA2005.pdf&Open=True)

●ACC アメリカのプラスチックメーカーはプラスチック汚染撲滅に向けた国際協定の進展を歓迎する」2023 年 6 月 2 日

<https://www.americanchemistry.com/chemistry-in-america/news-trends?page=2>

●シンガポール WTO 通報「G/TBT/N/SGP/67/Add.1 飲料容器返還スキーム」2023 年 6 月 7 日

[https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/G/TBTN22/SGP67A1.pdf
&Open=True](https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/G/TBTN22/SGP67A1.pdf&Open=True)

<https://sso.agc.gov.sg/Acts-Supp/14-2023/Published/20230428?DocDate=20230428#pr5->

●WHO 「化学物質、廃棄物、汚染が人の健康に及ぼす影響」2023 年 5 月 24 日

https://apps.who.int/gb/ebwha/pdf_files/WHA76/A76_ACONF2-en.pdf

●INC-2 「通知 書面提出を求める呼びかけ」2023 年 6 月 8 日

https://wedocs.unep.org/bitstream/handle/20.500.11822/42659/230608_CallforSubmission_s.pdf

「UNEP/PP/INC.2/INF/11 参加者リスト」2023 年 6 月 23 日

<https://wedocs.unep.org/bitstream/handle/20.500.11822/42899/ListofParticipants.pdf>

●OECD 「家庭の行動はどれほど環境に優しいのか?」2023 年 6 月 13 日

<https://www.oecd.org/publications/how-green-is-household-behaviour-2bbbb663-en.htm>

詳細情報は、会員向けページ「安全衛生情報（月度発刊）」をご覧ください。

■■■ 食品接触材料安全センターメールマガジン 配信方法の見直しについて ■■■

HP の整備に伴い、下記 URL の一部を変更しましたので、ご確認ください！

日頃は食品接触材料安全センターメールマガジンをご愛読頂きありがとうございます。本メールマガジンは、食品接触材料分野の最新情報を紹介することをメインに、センター会員への情報提供ツールとしてスタートしましたが、このたびメールマガジンの配信方法を見直し、メールマガジン No.26 以降につきましては食品接触材料安全センター会員窓口の方に限定して配信させていただくことになりました。

これまで通りホームページにメールマガジンを掲載してまいりますので、会員企業におられる窓口以外の方、会員以外の方はホームページからご覧ください。

(<https://www.jcii.or.jp/pages/164/>)

ご不便をおかけしますが、ご理解のうえご協力頂きますようお願い致します。

食品接触材料安全センターでは、食品接触材料の PL 制度をはじめ法制度への問い合わせに幅広く対応しております。ご質問・お問い合わせなどございましたらお気軽にご連絡下さい。

<https://www.jcii.or.jp/pages/98/>

ー JCII の個人情報の取扱いに関しましては、JCII ホームページの“個人情報保護方針”をご覧ください。(<https://www.jcii.or.jp/pages/9/>)

ー 本メールマガジンに関する問い合わせ・ご要望などございましたら是非お聞かせ下さい。

(info-fcmssc@jcii.or.jp)

今後ともご支援、ご利用を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

(発行)

一般財団法人化学研究評価機構 (JCII) 食品接触材料安全センター

〒104-0033 東京都中央区新川 1-4-1 住友不動産六甲ビル 7 階

Tel : 03-5244-9363 e-Mail : info-fcmssc@jcii.or.jp

URL : <https://www.jcii.or.jp/pages/65/>